

競技者資格規程

一般社団法人日本身体障がい者水泳連盟
2013年4月8日制定・施行
2014年5月30日一部改正
2017年1月21日一部改正
2017年12月1日一部改正
2018年12月1日一部改正

(目的)

第1条 一般社団法人日本身体障がい者水泳連盟（以下「本連盟」という。）は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会・日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という。）、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「日本オリンピック委員会」という。）、国際パラリンピック委員会（以下「IPC」という。）、世界パラ水泳連盟（以下「WPS」という。）、国際水泳連盟及び公益財団法人日本水泳連盟が制定した憲章・規則などに準拠し水泳競技の健全な普及・発展を図るため、本連盟の競技会参加会員となる選手（以下「競技者」という。）に対する競技者資格を定める。

(スポーツマンシップ)

第2条 スポーツとして水泳を愛し、フェアプレーの精神とマナーを尊び、水泳スポーツの向上と発展に自ら貢献しようとする意志を持つこと。

2 善良な市民、健全な社会人としての品性を保ち、市民社会における水泳スポーツの地位の向上に寄与すること。

3 競技者が競技会に参加する際は、競技会主催者が規定する参加規約に従うこと。

(競技者の定義)

第3条 本規程の競技者とは、競泳競技の男女の競技者をいう。

(競技者の資格)

第4条 競技者は、本連盟の競技会参加会員となることにより本連盟若しくは本連盟が加盟する団体、IPC、WPS又はJPCが主催、公認した競技会に参加することができる。

2 競技者は、前項の団体が非公認としている競技会に参加しようとする場合は、本連盟の許可を受けなければならない。

(賞金等の受け取り)

第5条 競技者が前条の規定に基づき参加した競技会が賞金や出場報酬（以下「賞金等」という。）付きであった場合は、その賞金等を競技者本人が受け取ることができる。

2 競技者が受け取りを辞退した場合は、その賞金等は本連盟に帰属するものとする。

(競技者の商行為及び届け出義務)

第6条 競技者は、自らの責任において次の商行為を行うことができる。ただし、商行為を行うに際しては、競技者自身の名誉を傷つけ、又は水泳競技の健全な普及・発展を妨げることは厳に慎まなければならない。

(1) 水着、ウェア、キャップ又はその他の持ち物に本連盟が許可した所属チーム等の名称・マーク、メーカーのロゴマーク以外に本連盟の事前承認を得たスポンサーのロゴマークを付して競技すること。

(2) 水泳競技の普及、発展を目的とした水泳教室や講習会を主催すること及び同目的で

開催される水泳教室や講習会に協力すること。

(3) 映画、演劇、テレビ・ラジオ放送、雑誌、新聞等の座談会、その他これに準ずる行事に出演又は参加すること。

2 競技者は、前項に規定する商行為を行う場合は、事前に本連盟に届け出て、承認を得なければならない。

(競技者に禁止される商行為)

第7条 競技者は、自己の肖像等（動画・静止画・イラスト・サイン・氏名・ニックネーム・似顔絵・手形・足形・声等その個人であることが明確にわかるもの）をテレビ・ラジオコマーシャル、ポスター、新聞、雑誌、パンフレット、チラシ等の広告媒体物に使用させることを禁止する。

2 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当するときは自己の肖像等の使用を認める。

(1) 本連盟の肖像等の使用禁止に対する除外認定競技者規程により、除外認定競技者として認められたとき。

(2) J P Cが推進するマーケティングプログラム・肖像権システムに基づくアスリート等に認定され競技者が同意したとき。

(3) 本連盟が競技・強化・普及・広報事業等を推進するために、個人及び団体の肖像等を活用するとき。

(4) 本連盟が推進する協賛企業とのマーケティングプログラムにより、個人の肖像等を活用するとき。なお、その対価として本連盟に支払われる報酬（都度料）等の配分については、その都度当該競技者と協議し決定する。

(5) 競技者の所属する企業、団体（旧所属を含む）が肖像等を活用するとき。ただし、旧所属の企業又は団体が肖像等を活用する場合は、競技者本人及び新所属の承諾を要する。小学生、中学生又は高校生の肖像等の活用は、親権者の承諾を条件とする。

(違反競技者に対する処分)

第8条 本連盟の会員となった競技者が、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、次条の規定に基づき理事会の決議により処分を受ける。

(1) 第2条に規定するスポーツマンシップに違反したとき。

(2) 本連盟及び本連盟の加盟団体、J P C、J S P O、日本オリンピック委員会が禁止した競技会等（記録会、模範演技会、試泳会その他水泳競技及び演技を含む一切の行事をいう。）に許可を受けずに参加したとき。

(3) 国籍の如何を問わず、本連盟が競技者資格を認めていない者が参加する競技会に、その事実を知って参加したとき。

(4) 本連盟に届け出て承認を得ることなしに、第6条に規定する商行為をしたとき。

(5) 前条の規定により禁止される商行為をしたとき。

(6) その他本連盟及び本連盟の加盟団体の名誉を著しく傷つけたとき。

(処分の内容)

第9条 前条に規定する競技者に対する処分は、その違反の程度に応じ次のとおりとする。

(1) 登録の永久停止

- (2) 5年以下の期間を定めた登録停止
- (3) 文書による戒告
- (4) 口頭による注意

(競技者資格審査委員会)

第10条 第8条に規定する処分を行うにあたっては、競技者資格審査委員長は、競技者資格審査委員会を招集し、処分の是非及び処分内容についての判定を行い、理事会に答申しなければならない。

2 委員長は、理事会への答申に先だち、前項の判定結果を当事者本人に通知しなければならない。

3 競技者に第8条に規定する処分を受ける違反の疑いがある場合、競技者資格審査委員会の決議により、理事会が同処分を決定するまでの間、一時的に第4条に規定する競技者資格を停止することができる。

4 競技者資格審査委員会についての規程は別に定める。

(不服審査会)

第11条 前条第2項に規定する通知の後、2週間以内に当事者本人より処分に対する不服の申し立てがあったときは、不服審査委員長は審査会を招集し、その申し立てを審査しなければならない。

2 前項の審査会の構成は、次のとおりとする。

(1) 委員長

(2) 委員長が特に指名した者

3 不服審査会には、当事者本人及び親権者又は当事者が指名した者2名以内が出席して意見を述べることができる。

(日本スポーツ仲裁機構への不服申し立て)

第12条 前条の規定にかかわらず日本スポーツ仲裁機構が仲裁する範囲の不服申し立ては、同機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

附 則

本規程は、一般社団法人日本身体障がい者水泳連盟の設立の登記の日から施行する。

附 則

本規程は、公益財団法人日本水泳連盟競技者資格規則の改訂に準拠し、平成26年5月30日から一部改訂実施する。

附 則

本規程は、公益財団法人日本水泳連盟競技者資格規則の改定に準拠し、2017年1月21日から一部改訂実施する。

附 則

本規程は、関係機関名の変更に準拠し、2017年12月1日から一部改訂実施する。

附 則

本規程は、関係機関名の変更に準拠し、2018年12月1日から一部改訂実施する。

処分規程

一般社団法人日本身体障がい者水泳連盟
2013年4月8日制定・施行
2017年1月21日一部改正
2018年2月10日一部改正
2019年6月22日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本身体障がい者水泳連盟（以下「本連盟」という。）が担う社会的使命や重要な役割に鑑み、本連盟の事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止及び水泳競技における暴力行為等の根絶を図り、もって本連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程の適用範囲は、本連盟のコンプライアンス規程第2条に規定された役員、技術支援会員、職員、各委員会委員及び本連盟関係者（以下「役職員等」という。）とする。

(違反行為)

第3条 違反行為とは、前条に規定された者の行う次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 正当な理由なく、本連盟の指示命令に従わなかったとき。
- (2) 本連盟及び加盟団体の名誉又は信用を段損する行為を行ったとき。
- (3) 暴力、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント及び差別などをはじめとする不法行為を行ったとき。
- (4) その職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し、又は約束したとき。
- (5) 方法の如何を問わず、また直接か間接かを問わず、競技結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為に関与したとき。
- (6) 補助金等の不正受給、脱税、その他の不正な経理に関与したとき。
- (7) 関係法令又は本連盟の定める諸規程に違反したとき。

2 ドーピング違反行為に関しては、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の規定による。

3 会員の内、競技者に関する違反行為に関しては、本連盟の競技者資格規程による。

(違反行為に対する処分の種類)

第4条 本連盟は、違反行為を行った者に対して違反行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行うことができる。

(1) 役員に対する処分の種類

- ① 戒告 口頭による注意を行い戒める。

- ② けん責 文書による注意を行い戒める。
- ③ 降格 下位の役職に移行させる。
- ④ 懲戒免職 役員については定款第30条に基づき解任する。

(2) 職員に対する処分の種類

- ① 戒告 口頭による注意を行い戒める。
- ② けん責 文書による注意を行い戒める。
- ③ 減給 報酬又は給与を減額する。但し、労働基準法第91条を限度とする。
- ④ 出勤停止 一定期間出勤を停止し、その期間中、報酬又は給与を支払わない。
- ⑤ 降格 下位の資格・職位等へ移行させる。
- ⑥ 諭旨退職 諭旨により退職願いを提出させる。これに応じないときは解雇する。
- ⑦ 懲戒解雇 予告期間を設けることなく即時に免職とする。

(3) 技術支援会員及びその他の本連盟関係者に対する処分の種類

- ① 戒告 口頭による注意を行い戒める。
- ② けん責 文書による注意を行い戒める。
- ③ 登録期間の停止 一定期間、本連盟の登録者としての資格を停止する。
 - 有期の登録資格停止 1か月以上5年以下
 - 無期の登録資格停止
- ④ 登録資格の剥奪 永久に本連盟の登録者としての資格を剥奪する。

2 本連盟は、前項の処分に代えて又は前項の処分と併せて、一定期間のボランティア活動への従事、書面による反省文の提出その他必要な措置を課することができる。

(登録資格停止処分の解除)

第5条 登録資格停止処分を受けた登録者等は、当該資格停止処分の開始日から停止期間の3分の2を経過した後（無期の登録資格停止処分については、4年を経過した後）に、以下の手続きにより、当該資格停止処分の解除申請を行うことができる。

- (1) 当該登録者は、事務局（以下「事務局」という。）に処分解除申請書及び反省文並びに嘆願書を提出する。
- (2) 事務局は、ガバナンス・コンプライアンス委員会に前号の書類一式を回付する。
- (3) ガバナンス・コンプライアンス委員会は、当該登録者等を聴聞の上、解除妥当と判断したときは、その旨を理事会に答申する。
- (4) 前号の答申を受けた理事会において、解除について審議・決定する。

2 理事会において解除が認められた登録者等は、理事会が処分解除として定めた日から登録資格が復権する。

(処分の原則)

第6条 本連盟は、全ての規程適用者に対し、中立、公平かつ迅速に処分を行う。

(処分審査)

第7条 処分の審査については、ガバナンス・コンプライアンス委員会が中立、かつ公平に審査し、理事会に答申する。

(適正な処分のための措置)

第8条 ガバナンス・コンプライアンス委員会は、必要に応じて適宜、本連盟、加盟団体及び審査対象者又はその他当該事案に関係する者・団体に対して、事実関係について説明及び証拠資料の提出を求め、直接事情を聴取し、現地調査をするなど必要な調査をすることができる。

2 ガバナンス・コンプライアンス委員会は、前項の調査並びに前条の審査及び答申について、臨時に設置する第三者による調査委員会に委任することができる。

3 審査対象者に第4条の違反行為に対する処分を受ける疑いがある場合、ガバナンス・コンプライアンス委員会の決議により、理事会が次条による処分を決定するまでの間、一時的にその職務権限及び資格等を停止することができる。

(処分の決定)

第9条 理事会は、ガバナンス・コンプライアンス委員会の答申を審議し、処分決定を行う。理事会は、ガバナンス・コンプライアンス委員会及び前条第2項の調査委員会答申を尊重するものとする。

2 前項の理事会決定に基づき、審査対象者に対し、以下の事項を記載した書面をもって処分決定を通知する。

- (1) 審査対象者
- (2) 処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）
- (3) 処分対象となる違反行為にかかる事実
- (4) 処分の手続きの経過
- (5) 処分の理由及び証拠の標目
- (6) 処分の年月日
- (7) 処分決定に不服がある場合は、その申し立て期間

3 処分決定は、前項の通知が審査対象者に到着した時に効力を生じる。

(不服申立て)

第10条 前条第2項の通知の後、2週間以内に審査対象者本人より処分に対する不服申立てがあったときは、ガバナンス・コンプライアンス委員会委員長は不服審査会を招集し、その申立てを審査しなければならない。

2 前項の不服審査会の構成は、次のとおりとする。

(1) ガバナンス・コンプライアンス委員会委員長

(2) 外部有識者を含め、委員長が特に指名した者

3 不服審査会には、審査対象者本人、親権者及び審査対象者が指名した者2名以内が出席して意見を述べることができる。

4 審査対象者が不服審査会の機会を不要とする場合又は不服審査会に正当な理由なく欠席した場合は、不服審査会開催を要しない。

(日本スポーツ仲裁機構への不服申立て)

第11条 前条の規定に関わらず、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が仲裁する範囲の不服申立ては、同機構のスポーツ仲裁規則に従ってなされる仲裁により解決される。

(刑事裁判等との関係)

第12条 処分の対象となる違反行為について、審査対象者が刑事裁判その他の本連盟以外の処分を受けた時又は受けようとするときであっても、本連盟は同一違反行為について、適宜に審査対象者を処分することができる。この規程による処分は、当該審査対象者が同一又は関連の違反行為に関し、重ねて本連盟以外の処分を受けることを妨げない。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、本連盟の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月21日から施行する。

附 則

この規程は、2018年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、2019年6月22日から施行する。

選手等選考委員会規程

一般社団法人日本身体障がい者水泳連盟
2013年4月8日制定・施行
2017年1月28日一部改正
2020年7月25日一部改正

(総則)

第1条 一般社団法人日本身体障がい者水泳連盟（以下「本連盟」という。）定款第51条の規定に基づいて設置された選手等選考委員会（以下「委員会」という。）について定める。

(審議・所管事項)

第2条 委員会は、本連盟定款第3条第5号に規定された障がい者の国際水泳競技大会への代表選手及び派遣スタッフ等の選考について審議し、決定する。

3 委員会は、原則として国際水泳競技大会ごとに設置するものとする。

(委員)

第3条 委員会に、次の委員を置く。

委員長 1名

委員 必要数

2 委員会には、分科会を置くことができる。

3 委員会の委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する者の中から選任し、理事長が委嘱する。

(1) 本連盟常務理事及び理事

(2) 学識経験者

4 派遣スタッフ選考分科会は、常務理事会をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から開始し、本連盟理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長が招集して、議長となる。

2 委員は、電話、インターネット等の通信回線を使用して出席することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる環境であることを要する。

3 委員会の議事は、委員長及び委員の合意により決定する。

第6条 事務局長は、会議に出席して意見を述べることができる。

2 委員長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求め、その意見を徴することができる。

3 前2項の場合において前条第2項の規定を準用する。

(選手等選考基準)

第7条 選手等選考基準は、代表参加者の編成方針に従い、その都度委員会が定め事前に広く開示する。

(不服申し立て)

第8条 委員会の選手選考決定に対する不服申し立てがあった場合は、不服審査委員会を設置し、その申し立てを審査しなければならない。また、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が仲裁する範囲の不服申し立ては、スポーツ仲裁規則に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、本連盟の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月28日から施行する。

附 則

この規程は、2020年7月25日から施行する。